

## まちだサポーターズ 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、まちだサポーターズ（通称：まちサポ）といたします。

(設置根拠)

第2条 「スポーツ祭東京2013」開催を契機に、町田市（以下、市という）が2013年8月に設置しました。

(目的)

第3条 この会は、会員が自主性、自発性を発揮し、スポーツボランティアを中心とした様々なボランティア活動で輝き、「ボランティア活動で人とまちが一つになる」ことを目的とします。

(会員)

第4条 会員は、この会に登録する全員です。

### 第2章 事務局

(事務局)

第5条 この会の事務局は、市が定めた担当部署内におきます。

### 第3章 まちサポ総務班

(まちサポ総務班)

第6条 この会には、市と会員をつなぐ役割としてまちサポ総務班（以下、総務班という）を設置します。総務班は別に定めるまちサポ総務班活動細則に従って活動します。

### 第4章 活動の種類

(活動の種類)

第7条 この会は、以下の活動を行います。

- (1) 事務局が提供する情報に応じて行う各種ボランティア活動
- (2) 会員の意思決定や、意見交換等、運営に必要な各種会議
- (3) その他、会員が中心になって行う活動

### 第5章 運営

(運営)

第8条 この会は、市と会員が協働して運営します。

### 第6章 会議

(総会)

第9条 総会は毎年1回、前年度末から3か月以内に通常総会を開催します。

また、臨時総会を開催することが出来ます。総会については会議運営細則として別に定めます。

(定例会)

第10条 定例会は、会員の相互理解、意見交換の場として、概ね年4回開催します。定例会についてはまちだサポーターズ会議運営細則として別に定めます。

## 第7章 事業年度

第11条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わります。

## 第8章 雑則

(規則の変更)

第12条 この定款は、総会において議決を得なければ、変更することができません。

第13条 この定款の施行について必要な細則は、事務局と会員が協議して定めます。

## 附則

1 この定款は、2021年11月21日から施行します。